

<市第2号議案関連資料>

## 市第2号議案 横浜市防犯のまちづくり推進条例の制定

### 1 趣旨

近年、特殊詐欺やSNSを悪用した詐欺など犯罪手口の多様化・巧妙化により、暮らしの中の安心・安全が脅かされていること、また、少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化等に伴い、地域のつながりが希薄化していることなどにより、防犯活動を取り巻く状況は大きく変化しています。

このため、誰もが安心して安全に暮らすことができる社会の実現に向け、防犯のまちづくりに関する市の責務や市民・事業者等の役割を明確にするとともに、防犯のまちづくりを総合的かつ計画的に進めていくための基本事項を定める条例を制定します。

### 2 条例の概要

目的	防犯のまちづくりについて基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者及び地域活動団体の役割を明らかにするとともに、防犯のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項を定め、市民の安心及び安全の確保に資することを目的とする。
定義	防犯のまちづくりとは、市民等の防犯意識の啓発、犯罪の発生しにくい社会環境の整備その他防犯に係る取組を、市、市民等及び関係機関が協働し、及び連携して行うことをいう。
基本理念	市及び市民等は、誰もが安心して安全に暮らすことができる社会を実現するため、次の事項を基本として防犯のまちづくりに取り組む。 ① 市民の安心及び安全を脅かすおそれが、身近に潜んでいる可能性があることを意識すること。 ② こども、高齢者その他防犯において特に配慮を要する者の安心及び安全の確保に努めること。 ③ 市内各地域の実情を踏まえた防犯の取組を、活力のある地域社会の形成にも資するよう総合的かつ継続的に推進すること。
本市の責務	国、神奈川県その他の関係機関と連携を図り、防犯のまちづくりに関する施策を策定し、及び実施する。
市民の役割	自らが犯罪被害を受けることを防止するよう必要な対策に努めるとともに、他の市民と支え合い、防犯のまちづくりに関する市及び関係機関の施策の実施に協力するよう努める。
事業者及び地域活動団体の役割	事業又は活動を通じて、防犯のまちづくりに関する市及び関係機関の施策の実施に協力するよう努める。
計画の策定	市は条例の目的を達成するため、防犯のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を策定する。また、計画を策定し、これを変更する場合は、市民等の意見を反映させるために必要な措置を講じる。
施策の推進	市は個人情報の保護等に配慮しつつ、データの分析、デジタル技術の積極的な活用等により、防犯のまちづくりに関する施策を推進する。

### 3 施行日

公布の日

#### 【参考】防犯のまちづくり推進の取組に係るパブリックコメントの実施結果

意見募集期間	令和8年1月9日（金）から令和8年2月22日（日）まで
意見総数	171件（ <u>条例：9件</u> 計画：162件）
条例に対する 主な意見 ※【 】は原案への 反映先	<u>1 意見を踏まえ、原案に反映するもの：1件</u> ・子どもを守ることを条例に入れてほしい。【（基本理念）第3条（2）に反映】 <u>2 意見の趣旨が素案に含まれているものまたは素案に賛同いただいたもの：4件</u> ・その時代や市民生活において最も効率的な技術活用をすること。 ・条例については、デジタルやデータ活用を明記することは先進的だと感じた。 <u>3 今後の検討の参考にさせていただくもの：4件</u> ・防犯灯の設置補助についても条例に組み込むことを検討してほしい。 ・重要情報などの各種データは透明性の観点からHP、SNSで公表してほしい。